

友 and You 雄琴 12月号

発行：雄琴公民館 〒520-0101 大津市雄琴一丁目17-2 (TEL 077-578-1035)

雄琴学区 ●世帯数3,078世帯 ●人口6,288人（男：3,022人 女：3,266人）令和7年11月1日現在
(前月比+4) (前月比-6)

受賞おめでとうございます

11月20日に生涯学習センターにおきまして、
大津市表彰式が挙行され、「スポーツ奨励賞（個人）
の部」で窪田さんが受賞されました。

おめでとうございます！

【相撲競技】

第15回白鵬杯 世界少年相撲大会 3位
窪田 悠希さん

乳幼児 親子ひろば 「ゆずっこ」



自由遊びと

保健師による身体計測＆育児相談

予約不要。開催時間中ならご自身のタイミングで出入り可能です。置いてあるおもちゃで自由に遊んで、ちょっとした育児の疑問を保健師さんに気軽に質問していただけます。

日 時 12月10日(水) 10:00～11:30

場 所 雄琴公民館 2階 大会議室

持ち物 飲み物・バスタオル・母子手帳

問合せ先 雄琴公民館 Tel 077-578-1035

雄琴公民館

いきいき体操サロン

日 時 12月1日・15日(月)
10:00～11:00

場 所 雄琴公民館 2階 大会議室

内 容 いきいき百歳体操・おおつ光ルくん体操

持ち物 飲み物、上履き（なくても可）

※動きやすい服装でお越しください

参加費 無料

定 員 先着20名程度

問 雄琴公民館 TEL 077-578-1035

冬場は、寒さのために外出を控えてしまい、運動不足になります。

活動量が減少し筋力が低下すると転びやすくなったり疲れやすくなったりします。また、筋力は体温を保つたり血流を良くしたりする役割もあるため、体が冷えやすくなったり体調全体が崩れやすくなってしまいます。

いきいき体操サロンではDVDを見ながら、自分のペースで無理なく運動できます。

体力と筋力をつけて、いくつになっても元気でいきいきとした生活を送りましょう！！



10月1日スタート 滋賀県子どもの権利委員会

解決しないとき、相談員が委員会を紹介します。

10月1日設置 子どもの権利委員会

学識経験者、弁護士、公認心理師などの5名の委員

相談する・一緒に考える

委員が直接会って子ども本人の気持ちや希望をじっくり聞きます。

調べる・協力してもらう

関係する人に話を聞いたり、解決のための協力をお願いしたりします。子どもの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

意見表明

子どもたちの周りをもっとよくしていくために、知事にルールの改善等を求めることもあります。

滋賀県子どもの権利室 TEL 077-528-3573

こんなとき

- つらいことがある
- ちょっと話を聞いてほしい
- 親や先生には言いづらい

こころんかいやる

相談員が気持ちや意見をじっくり聞きます。子ども本人にとってよいと思える解決方法を一緒に考えます。

解決！

「こころんかいやる」とは子どもが「つらい・苦しい・こまつた・助けてほしい」と感じた時に、どんなやみや心配事でも相談できる窓口です。相談員が、しっかりとあなたの気持ちを受け止め、支えます。（保護者ご自身の相談もできます。）

子ども専用フリーダイヤル 0120-0-78310 (無料)

※午後9時以降は「24時間子供SOSダイヤル」につながります

おとな用 077-524-2030

相談時間：午前9時～午後9時(年末年始を除く)

「雄琴花の輪人の和会」さんがパンジーを植えてくださり、周辺の草木の彩が少なくなる季節に、市民センターの花壇では鮮やかな可愛い花が来所される方の目を楽しませてくれています。ありがとうございました。



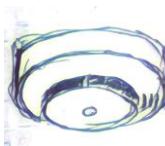
12月ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃 燃やせるごみ	びん	かん かん	燃 燃やせるごみ	プラ プラ容器包装	
7	8	9	10	11	12	13
	燃 燃やせるごみ	紙ごみ	ペットボトル	燃 燃やせるごみ	プラ プラ容器包装	
14	15	16	17	18	19	20
	燃 燃やせるごみ	不燃 燃やせないごみ	かん かん	燃 燃やせるごみ	プラ プラ容器包装	
21	22	23	24	25	26	27
	燃 燃やせるごみ	紙ごみ	ペットボトル	燃 燃やせるごみ	プラ プラ容器包装	
28	29	30	31			
	燃 燃やせるごみ		年末休み			

- ・祝日もごみの収集します。
- ・ごみは収集日当日の朝、午前5時から午前8時30分までに出してください。
- ・ごみは必ず指定袋で出してください。ただし、紙ごみは指定袋に入れずに、ひもで十字にくくって出してください。
- ・スプレー缶やカセットボンベは、穴を開けずに中身を使い切ってから「かん」の日に出してください。
- ・使い捨てライターは、中身が残っていないことを確認して「燃やせるごみ」の日に出してください。
- ・小型充電式電池(モバイルバッテリー等)は、家電量販店等にお問い合わせいただき、回収対象か確認してください。
- ⇒販売店で回収されない小型充電式電池等は、月1回の「びん」の日に、びんとは別の袋(指定袋)に入れて出してください。

ごみに関するお問い合わせ先…ごみコールセンター TEL 077-528-2761
廃棄物減量推進課 TEL 077-528-2802

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！



・住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。** 10年を目安に交換しましょう。

・定期的に作動確認し、音を聞きましょう。

(火災警報器の種類によって注意点が異なります。製品に附属している取扱説明書を必ずご覧ください。)

住宅用火災警報器の廃棄方法について

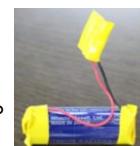
古くなった住宅用火災警報器を廃棄する場合は、「**本体**」と「**電池**」を分別して廃棄してください。
機器本体と電池を接続したまま廃棄すると、残った電池容量により通電し、火災を発生させるおそれがあります。

本体

本体は「燃やせないごみ」として捨ててください。

電池

住宅用火災警報器に使用されている電池は「リチウム電池」です。市で拠点回収しています。
回収ボックスに入れてください。



電池には透明フィルムが貼られている場合がありますが、取り外さないでください。

注:消防局では絶縁処理をして捨てることを推奨しています。

火災警報器に関するお問い合わせ先…消防局予防課 TEL 077-525-9902